

陳 情 文 書 表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第74号（6.3.11） 日本政府に女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書提出を求める陳情
陳情の要旨	女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求める意見書を国に提出すること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市東灘区 新日本婦人の会東灘支部 代表 前川 伸子
送付委員会	総務財政委員会

神戸市議会議長 坊 やすなが 様

11
2024年3月10日

陳情者

新日本婦人の会東灘支部

代表 前川 伸子 (有)

兵庫県神戸市東灘区

日本政府に「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める」

提出 意見書の採択を求める陳情

〔陳情趣旨〕

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性を強化するために個人通報制度と調査制度を定めたもので、1999年に国連で採択されました。2023年10月現在、条約締約国189カ国中115カ国が選択議定書を批准しています。世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数2023」（同年6月、世界経済フォーラム発表）において、日本は146カ国中125位と世界最低のレベルです。

選択議定書の批准により女性差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することが、日本の現状打開のために急務となっています。早期批准を求める意見書は200以上の地方自治体で採択されています。（2023年10月現在）

女性差別撤廃委員会における日本の条約実施報告の審議では、2003年、2009年、2016年とも選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するよう繰り返し求められています。第5次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府はこの計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准すべきです。

現在、意見書採択は、10府県を含む204議会で採択され（23年9月現在）、広がっています。ジェンダー平等と女性の権利を国際基準のものにするために、国際都市・神戸市議会から、一刻も早く、国への意見書を提出してくださるよう、陳情いたします。

【陳情項目】

一、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准することを求める意見書を、

国へ上げてください。